

大阪大学産業科学研究所オープンラボラトリー内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所のオープンラボラトリー（以下「オープンラボ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 オープンラボは、所内プロジェクトスペース、産業科学ナノテクノロジーセンターオープンラボラトリー及びインキュベーション棟企業リサーチパークに区分する。

(利用)

第3条 オープンラボの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 大阪大学産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンターオープンラボラトリー内規（平成16年7月22日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。